

注目の「環境庁次官通知解説書」

今週中にもはつきり

環境庁は現在、さきに熊本県公害被害者認定審査会の徳臣晴比古会長、沢田知事らが要望した「公害病認定に関する次官通知についての解説書」を作成する作業をすすめている。同解説書は今週中にも出される予定だが、この中で「認定の範囲」と同時に注目されているのが、次官通知の第五項。この項(民事上の損害賠償との関係)で、環境庁は「公害被害者救済法に基づいて都道府県知事等が行なった認定にかかる行政処分は、ただちに当該認定にかかる指定疾病の原因者の民事上の賠償責任の有無を確定するものではない」としているが、この通知は今後の水俣病患者の「認定」と「補償」の微妙なからみ合いに大きく影響するものとして注目されている。

微妙なからみ合い

水俣病

認定と補償

この問題について、環境庁側は八月二十六日に参院公害対策特別委で寺本委員(自民・熊本)が「水俣病認定と民事問題を切り離すのは、補償の面で一歩後退ではないか」と質問したのに対し「補償は認定とは別問題であり、権限外だ」と消極的な答弁をしているが、新たに出来る「解説書」がこの点をどう解説するか関心が持たれている。

これに対しチツソ側は、これまで補償問題について「公的機関の決定についてすべて従ってきたし、この問題について、環境庁側は「今後当然そうする」(入江専務)との方針だったが、さきの「環境庁裁決」いろいろ微妙な立場に立っており、久我総務長は「従来の補償対象者は、審査委によって学問上純粹に水俣病と認定された人たちであり、それを前提として補償にも応じてきた。今後も公の決定には従うが、問題はその公の認定の内容次第だろう。たとえば、認定結果に「〇〇が水俣病と認められた」とある場合、この程度の認定だといつた注釈がつくのかどうか。正直言っている段階では見当がつかない。

「認定」と「補償」の微妙なからみ合いに大きく影響するものとして注目されている。この問題について、環境衛生部は、基本的には「水俣病と認めら

るので、とやかく言えない」と言明を避けてはいる。だが行政認定患者がふえ、認定の仕方が「水俣病を否定できない」というようなケースの場合、会社がストリートに水俣病患者として補償問題に必ずとは考えられず、結局は裁判に持ち込まれることになりそう。そうならば、裁判で再び「どこまでが水俣病か」が争われるわけで、寺本委員のいう「一歩後退」との見方も出てくるわけだ。

この問題について、環境衛生部は、基本的には「水俣病と認めら